

# 令和6年度における アナログ規制見直しの進捗状況

---

令和7年7月  
福島県行政経営課

# 令和6年度におけるアナログ規制見直しの進捗状況

- R6年度末までに見直し予定の**63件**の**約90%**にあたる**57件**の規制の**見直しを完了**。
- 見直し未了となった**残り10%**の規制は、国の法令改正やシステム改修の遅れ等により見直しが遅れたが、**R7年度以降に対応**していく予定。
- R7年度までに見直し予定の規制は**9件**となっており、今後も現場の実態等を踏まえながら、所管部局において**着実に見直し**を行っていく。

【当初工程表策定時点】(R6.3.25)

規制項目	県規定	見直し※1		継続検討※2		現状維持※3	デジタル完結※4
		R6年度末までに見直し予定	R7年度以降	R6未までに対応を検討	今後の状況の変化を踏まえ検討(R7以降)		
①目視	62	7	5	3	8	39	0
②実地監査	1	1	0	0	0	0	0
③定期検査・点検	30	0	0	0	7	23	0
④常駐・専任	9	0	0	0	2	7	0
⑤対面講習	6	4	0	0	0	1	1
⑥書面掲示	66	10	1	4	13	26	12
⑦往訪閲覧・縦覧	102	41	7	0	21	29	4
合計	276	<b>63</b>	<b>13</b>	<b>7</b>	<b>51</b>	<b>125</b>	<b>17</b>

【R6年度末時点】

規制項目	県規定	見直し※1			継続検討※2		現状維持※3	デジタル完結※4
		R6年度末までに見直し済	R7年度末までに見直し予定	R8年度以降に見直し予定	R7年度末までに対応を検討	今後の状況の変化を踏まえ検討(R8以降)		
①目視	63	8	1	4	0	11	39	0
②実地監査	1	1	0	0	0	0	0	0
③定期検査・点検	30	0	0	0	0	7	23	0
④常駐・専任	7	0	0	0	0	2	5	0
⑤対面講習	6	4	0	0	0	0	1	1
⑥書面掲示	64	9	1	1	3	12	26	12
⑦往訪閲覧・縦覧	102	35	7	9	0	18	29	4
合計	273	<b>57</b>	<b>9</b>	<b>14</b>	<b>3</b>	<b>50</b>	<b>123</b>	<b>17</b>

※1 見直し ⇒ 現場の実態等を踏まえつつ、見直し行程表(別紙)に基づき、所管部局において着実に見直し(規則等改正、運用変更など)を行う。

※2 継続検討 ⇒ デジタル技術の適用段階(技術の進展)等を注視しながら、所管部局において検討を継続する。

※3 現状維持 ⇒ 真にアナログ手段を維持すべきかについて、国の動向や技術の進展等を踏まえ、再検討していく。

※4 デジタル完結 ⇒ 見直し前から原則デジタル手段で実施しているもの。

アナログ規制の点検・見直し工程表（令和6年度末時点）

No.	①規制区分	②部局等名	③課室等名	④条例等名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直し後のフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し予定時期
1	目視規制	総務部	財産管理課	福島県公有財産規則	第三十七条	(使用許可に係る行政財産の返還) 第三十七条 使用許可の期間の満了又は使用許可の取消しにより当該使用許可に係る行政財産の返還を受けるときは、当該使用許可を受けた者の立会いを求め、当該行政財産について実際に検査しなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	使用許可の満了時等の返還の確認にあたっては、相手方立ち会いのうえ、職員による実地検査を原則としている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	実地のほか、写真その他の資料により検査できるようにした。	見直し済
2	目視規制	総務部	財政課	福島県財務規則	第222条	第2節 指定金融機関等の検査 (定期検査) 第222条 会計管理者は、施行令第16条第4第1項の規定による指定金融機関等の公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況の検査を行わなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	会計管理者による指定金融機関等への検査にあたっては、相対により実施している。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	指定金融機関等に対する検査についても、オンライン会議システムを活用することにより遠隔地から行うことを可能とした。	見直し済
3	目視規制	生活環境部	環境共生課	福島県環境影響評価条例	第三十五条	(立入調査等) 第三十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、対象事業に係る工事に着手した後、対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者に対し、対象事業の実施状況その他の必要な事項について報告を求め、又は当該職員に、対象事業の現場に係る区域に立ち入り、対象事業の実施状況を調査させ、若しくは対象事業の環境影響を調査させることができる。	類型2 調査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	事業者に対する実施状況の報告にあたっては、職員の対面又は書面による実施を原則としている。対象事業の実施状況の検査等にあたっては、職員による実地検査を原則としている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	実地でなくても報告・調査できるものについては、オンラインを活用する。	R7年度
4	目視規制	生活環境部	自然保護課	福島県自然環境保全条例	第三十三条	(報告及び検査等) 第三十三条 知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第十五条第四項若しくは第十六条第三項第七号の規定による許可を受けた者若しくは第十七条第二項若しくは第二十三条第二項の規定により行為を制限された者、若しくは必要な措置をとるべき旨を命じられた者に対し、当該行為の実施状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に保全地域内の土地若しくは建物に立ち入り、第十五条第四項各号、第十六条第三項本文、第十七条第一項各号若しくは第二十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を調査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	報告・立入にあたっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	実地検査のうち、実地でなくても確認できる内容（調査体制や相談請求の確保・指導等）については、オンライン会議システム等を活用することを可能とした。	見直し済
5	目視規制	生活環境部	自然保護課	福島県立自然公園条例	第十六条	(報告徴収及び立入検査) 第十六条 知事は、第十五条第三項の認可を受けた者に対し、この条の規定の履行に必要な限度において、その公益事業の執行状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定区域の区域内に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の資料を検査させ、若しくは関係者に立入りさせることができる。 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	報告・立入にあたっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	実地検査のうち、実地でなくても確認できる内容（調査体制や相談請求の確保・指導等）については、オンライン会議システム等を活用することを可能とした。	見直し済
6	目視規制	生活環境部	自然保護課	福島県立自然公園条例	第二十九条	(報告徴収及び立入検査) 第二十九条 知事は、第二十三条から前条までの規定の履行に必要な限度において、指定区域に対して、その公益事業の執行状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定区域の区域内に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の資料を検査させ、若しくは関係者に立入りさせることができる。 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	報告・立入にあたっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	実地検査のうち、実地でなくても確認できる内容（調査体制や相談請求の確保・指導等）については、オンライン会議システム等を活用することを可能とした。	見直し済
7	目視規制	生活環境部	自然保護課	福島県立自然公園条例	第三十三条	(報告徴収及び立入検査) 第三十三条 (節) 2 知事は、第二十一条第三項、第二十二條第三項第七号、第三十一条第二項又は前条の規定による処分をするために必要と認めるときは、その必要を認め、その職員に、立入区域の区域外の土地若しくは建物に立ち入り、第二十一条第三項各号、第二十二條第三項第七号若しくは第三十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を調査させ、又はこれら行為の履行の進展に及ぼす影響を調査させることができる。 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	報告・立入にあたっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	実地検査のうち、実地でなくても確認できる内容（調査体制や相談請求の確保・指導等）については、オンライン会議システム等を活用することを可能とした。	見直し済
8	目視規制	生活環境部	自然保護課	福島県野生動物の保護に関する条例	第二十九条	(外来種等に関する調査等) 第二十九条 県は、外来種その他の域内へ人を介して移入された種(以下「外来種等」という。)、若しくは、希少野生動物の個体の生態又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについて、その個体の生態又は生育の程度、その個体の生態又は生育の状況、その個体が希少野生動物の個体の生態又は生育に及ぼす支障の程度その他の必要な事項について調査をし、及び希少野生動物の個体の保護に必要と認められるよう努めるものとする。	類型2 調査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	外来種等の調査にあたっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	実地でなくても確認できる内容については、資料を提出させる等の対応を可能とした。	見直し済
9	目視規制	保健福祉部	保健福祉課	福島県福祉社会福祉施設大綱の条例施行規則	第七条	(使用料等の免除等の通知) 第七条 知事は、前条第二項又は第三項の規定により交流センター使用料免除申請又は福島県大綱の附則で定められた申請書提出期限の満了の日の前日までに申請書の提出がなかったときは、当該申請書の審査の趣意及びその結果について行う通知(以下「通知」という。))を、使用料の免除を受けるかどうか及び免除する場合においてはその金額等に関し、速やかに決定するものとする。	類型2 調査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	免除申請書の提出があったときは、当該申請書の審査により免除の決定を行うが、決定の判断にあたっては、必要に応じて現地調査等を行うこととしている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	現地調査のうち、実地でなくても確認できる内容については、オンライン会議システム等を活用することを可能とした。	見直し済
10	目視規制	企業局	企業総務課	福島県企業局財務規程	第104条	(検査) 第104条 調査したたた納資産の検査は、出納員が行うものとする。 2 前項の場合において、検査上必要があるときは、出納員の指名する職員は、当該検査に立ちあわせなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	検査に当たっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	出納員がオンラインでも検査ができるよう見直しを行う。	R8年度以降
11	目視規制	企業局	企業総務課	福島県企業局財務規程	第140条	(返還) 第140条 固定資産管理課は、使用者が当該使用に係る固定資産の使用を終了するときは、当該使用の終了の日前1月までにその前記を記載した文書を出さなければならない。 2 固定資産管理課は、使用者から使用に係る固定資産の引渡しを受けるときは、使用者の立会いを求め、当該固定資産について実際に検査をしなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	検査に当たっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	管理者がオンラインでも検査できるよう見直しを行う。	R8年度以降
12	目視規制	企業局	企業総務課	福島県企業局財務規程	第221条	(検査) 第221条 契約業者若しくは契約業者が指定する職員又は出納員(以下「検査員」と総称する。)は、工事等の実施内容その他の契約内容の履行状況に係る工事関係書類の提出があったときは、当該工事関係書類の提出に基づき、契約書、仕様書、設計図書その他の関係書類に基づき、必要に応じて関係者に立会いを求め、当該工事関係書類の内容について、検査をしなければならない。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	検査に当たっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	検査員がオンラインでも検査ができるよう見直しを行う。	R8年度以降
13	目視規制	企業局	企業総務課	福島県企業局財務規程	第223条	(第1節 検査) (契約事務の検査) 第223条 契約業者は、次に掲げる者が所管する予算の執行の状況その他の財務に関する事項について、職員のうちから検査員を命じて検査を行わせることができる。	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	検査に当たっては、職員が実地で行うことを原則としている。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	検査員がオンラインでも検査ができるよう見直しを行う。	R8年度以降
14	実地監査規制	総務部	職員研修課	福島県外部監査契約に基づく監査に関する条例	第二条	第一条 法第二百二十二条の二に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。 1 業務の執行状況 2 業務の執行に支障を及ぼすおそれのある事項	類型1 検査・点検・監査	フェーズ1（目視、実地監査規制）	県の委託を受けた包括外部監査人が、自ら定めたテーマに係る関係書類について、実地により直接確認し、監査を実施していた。	フェーズ2（情報収集の透明化、人による評価）	実地検査のうち、実地でなくても確認できる内容については、オンライン会議システム等を活用することを可能とした。	見直し済
15	対面講習規制	生活環境部	消費生活課	福島県消費生活センター条例施行規則	第五条	(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修) 第五条 知事は、当該消費生活センターにおいて消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第八條第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。	類型1 講習	フェーズ2（デジタル技術の活用による一部オンライン化等）	国民生活センターや各地域における対面型と、オンラインによる配信型での研修を実施していた。	フェーズ2（デジタル技術の活用による一部オンライン化等）	オンラインのほか、eラーニングによる研修機会も充実させた。	見直し済
16	対面講習規制	保健福祉部	食品生活衛生課	福島県食品衛生法施行規則	第四条	第四條 施行規則(以下「規則」という。)の都道府県知事等が適正と認める講習会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 都道府県知事が行う消費生活責任者を養成するための講習会 二 都道府県知事等が適正と認める講習会 2 知事は、前項第一号の講習会を指定する機関に実施させることができる。	類型1 講習	フェーズ1（対面規制あり又は解明不明）	本講習会の指定機関である公益社団法人福島県食品衛生協会が、eラーニングによる講習会を随時開催することとなった。	フェーズ2（デジタル技術の活用による一部オンライン化等）	本講習会の指定機関である公益社団法人福島県食品衛生協会が、eラーニングによる講習会を随時開催することとなった。	見直し済
17	対面講習規制	土木部	都市計画課	福島県屋外広告物条例	第二十四条	(講習会) 第二十四条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示又は掲出物の設置に必要な知識を確保させることを目的とする講習会を開催しなければならない。	類型1 講習	フェーズ1（対面規制あり又は解明不明）	講習会受講希望者が、県又は中核市に受講の希望を申請し、対面により講習会を実施している。	フェーズ2（デジタル技術の活用による一部オンライン化等）	対面とオンラインを併用するようにした。	見直し済
18	対面講習規制	土木部	都市計画課	福島県屋外広告物条例施行規則	第十七条	(講習会等) 第十七条 条例第二十四条第一項の講習会は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 屋外広告物の表示方法 二 屋外広告物の表示方法に関する事項 三 屋外広告物の設置に関する事項	類型1 講習	フェーズ1（対面規制あり又は解明不明）	講習会受講希望者が、県又は中核市に受講の希望を申請し、対面により講習会を実施している。	フェーズ2（デジタル技術の活用による一部オンライン化等）	対面とオンラインを併用するようにした。	見直し済

アナログ規制の点検・見直し工程表（令和6年度末時点）

No.	①規制区分	②部局等名	③課室等名	④条例等名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直し後のフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し予定時期
19	審査提示規制	総務部	行政課課長	福島県行政手続条例	第十五条	第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を置いて、不利益処分の名前と人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 1 行政庁は、不利益処分の名前と人となるべき者の所在が明らかでない場合には、第一項の規定による通知を、その他の方法で、同項第二号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が関係者に係る事項を記載した書面をいつでもその者に送付する旨を当該行政庁の事務所の掲示欄に掲示することにより行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	類型2 公的証明書等の掲示	フェーズ1（デジタル化を一切許さない）	県が不利益処分を行う場合に必要相手方の処分内容等を示す事前の通知について、相手方の所在が分からない場合には、県の事務所の掲示欄に掲示することにより行っている。	フェーズ2（一部許容している）	県の事務所の掲示欄への掲示に加え、県の事務所のコンピュータへ表示にすることを可能にする等の見直しを行う。	R7年度
20	審査提示規制	生活環境部	一般廃棄物課	福島県浄化槽保守点検業者登録条例	第十三条	(登録者の掲示) 第十三条 浄化槽保守点検業者は、営業所に、その見やすい場所に登録証を掲示しなければならない。	類型1 公的証明書等の掲示	フェーズ1（デジタル化を一切許さない）	浄化槽保守点検業者の登録を受けた事業者に対し、登録証を書面により事業所内に掲示することとしている。	フェーズ2（一部許容している）	営業所内への登録証の掲示に加え、ウェブサイト等で登録情報を積極的に公表することとした。	見直し済
21	審査提示規制	農林水産部	畜産課	福島県家畜取引法施行条例	第一条	(業務所の掲示) 第一条 家畜取引法(昭和三十一年法律第四十三号、以下「法」という。)第三条の登録を受けた者は、法第四条の規定により定められた業務規程を畜産市場(法第二条第三項に規定する畜産市場をいう。以下同じ。)内に掲示しなければならない。	類型2 公的証明書等の掲示	フェーズ1（デジタル化を一切許さない）	畜産市場開設者は、市場利用者に対し家畜取引法第四条の規定で定められた業務規程を畜産市場に掲示している。	フェーズ3（デジタルによる掲示を基本とする）	業務規程の掲示方法について、現在の畜産市場内での掲示に加え、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により開示することとする。	見直し済
22	審査提示規制	農林水産部	林業振興課	福島県木材業者登録条例	第五条	第五条 知事は、前条の規定による登録の申請があった場合は、当該申請書に虚偽の記載があると認めるときを除き、これを登録しなければならない。 3 登録業者は、事務所、工場等の公衆の見やすい場所に登録業者を掲示しなければならない。	類型1 公的証明書等の掲示	フェーズ1（デジタル化を一切許さない）	木材業者等の新規登録にあつては、事業者からの申請書類に虚偽の記載がないことを(出先機関)の職員が確認した上で登録証及び登録書を交付している。 登録事業者は、交付を受けた登録証を事務所や工場等の公衆の見やすい場所に掲示している。	フェーズ2（一部許容している）	事務所、工場等の公衆の見やすい場所への登録証の掲示のほか、登録業者の企業ホームページ上に掲載することで代替え出来るよう見直しを行う。	R8年度以降
23	審査提示規制	土木部	都市計画課	福島県都市計画公聴会規則	第三条	第三条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の期日の二週間前までに、公聴会の案件並びに公聴会の日時及び開催の場を告示する。 2 前項の告示は、福島県報に掲載し、又は次に掲げる場所に掲示して行う。 1 福島県報 2 福島県庁舎の掲示欄	類型2 公的証明書等の掲示	フェーズ2（一部許容している）	公聴会の開催については、県報（ウェブ）に掲載のほか、県庁や建設事務所等において紙で掲示欄に掲示することとしている。	フェーズ2（一部許容している）	掲示に加え、ホームページにも掲載することとした。	見直し済
24	審査提示規制	土木部	まちづくり推進課	福島県都市公園条例	第十三条の二	第十三条の二 法第二十七條第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 2 法第二十七條第五項の規定による告示は、前項各号に掲げる事項を保管された日から起算して十四日(工作物等が特に貴重なものであるときは、三月)、規則で定める場所に掲示して行わなければならない。	類型1 公的証明書等の掲示	フェーズ1（デジタル化を一切許さない）	公園管理費が、公園基金自体区域において供養が生じると認められる工作物等を撤去し又は除去された場合は、当該工作物等の名称や数量等の必要事項について、都市公園を所管する建設事務所等において紙で掲示欄に掲示している。	フェーズ2（一部許容している）	掲示に加え、ホームページで公開することで広く周知を図った。	見直し済
25	審査提示規制	土木部	建築指導課	福島県高齢者内居入居賃貸住宅登録簿設置規則	第五条	第五条 登録簿の整理その他のため、必要がある場合には、臨時に休日を含め、又は開設時間の伸縮をすることがあるものとし、この場合においては、その旨を開設所に掲示する。	類型2 公的証明書等の掲示	フェーズ1（デジタル化を一切許さない）	サービス付高齢者向け住宅登録簿の開設時間等に変更があった場合は、出先機関の掲示欄に紙で掲示している。	フェーズ3（デジタルによる掲示を基本とする）	ホームページにも掲載するようにした。	見直し済
26	審査提示規制	土木部	建築指導課	福島県建築士業種登録等監視規則	第五条	(臨時の休日等) 第五条 必要の整理その他のため、必要がある場合には、臨時に休日を含め、又は開設時間の伸縮をすることがあるものとし、この場合においては、その旨を開設所に掲示する。	類型2 公的証明書等の掲示	フェーズ1（デジタル化を一切許さない）	建築士業種登録等の開設時間等に変更があった場合は、出先機関の掲示欄に紙で掲示している。	フェーズ3（デジタルによる掲示を基本とする）	ホームページにも掲載するようにした。	見直し済
27	審査提示規制	土木部	建築指導課	福島県宅地建物取引業者等監視規則	第五条	(臨時の休日等) 第五条 名簿等の整理その他のため、必要がある場合には、臨時に休日を含め、又は開設時間の伸縮をすることがあるものとし、この場合においては、その旨を開設所に掲示する。	類型2 公的証明書等の掲示	フェーズ1（デジタル化を一切許さない）	宅地建物取引業者等名の開設時間等に変更があった場合は、出先機関の掲示欄に紙で掲示している。	フェーズ3（デジタルによる掲示を基本とする）	ホームページにも掲載するようにした。	見直し済
28	審査提示規制	土木部	建築指導課	福島県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等監視規則	第四条	(臨時の休日等) 第四条 名簿等の整理その他のため、必要がある場合には、臨時に休日を含め、又は開設時間の伸縮をすることがあるものとし、この場合においては、その旨を開設所に掲示する。	類型2 公的証明書等の掲示	フェーズ1（デジタル化を一切許さない）	不動産特定共同事業者名簿等の開設時間等に変更があった場合は、本庁の掲示欄に紙で掲示している。	フェーズ3（デジタルによる掲示を基本とする）	ホームページにも掲載するようにした。	見直し済
29	審査提示規制	県警本部	総務課	福島県公安委員会職歴及び引継の職歴の付与に関する規則	第十二条	第十二条 行政庁は、手続条例第二十條第六項の規定により聴聞の日における審議を公開することを相当と認めるときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の日及び場所を公示しなければならない。 2 前項の規定による公示は、聴聞を行う行政庁の事務所の掲示欄に掲示して行うものとする。	類型2 公的証明書等の掲示	フェーズ1（デジタル化を一切許さない）	聴聞の日及び場所を記載した書面を、聴聞を行う行政庁の事務所の掲示欄に掲示して公示している。	フェーズ2（一部許容している）	従来の方法に加え、県報Hへ公示する文書を掲載する。	見直し済
30	往訪閲覧・閲覧規制	総務部	文書法務課	福島県情報公開条例	第十六条	(開示の実施) 第十六条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対してその開示請求に係る情報を開示しなければならない。 2 公文書の開示は、文書又は図画については複製又は写しの交付により、電磁的記録についてはその複製、情報化の進捗状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。	類型1 申請等による公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	県政情報センターに閲覧用パソコンを設置し、CD、DVDの閲覧を可能にした。	見直し済
31	往訪閲覧・閲覧規制	総務部	文書法務課	知事が行う個人情報保護等に関する規則	第二条	(個人情報登録簿の作成等) 第二条 条例第三條第一項の個人情報登録簿(以下「登録簿」という。)に記載する事項は次のとおりとする。 一 一 氏名（略） 2 法第六十條第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録形態が法第七十五條第一項の規定による公表に係る法第三十條第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録形態の範囲内であるものは、登録簿の作成を要しない。 3 登録簿の様式は、知事が別に定める。 4 条例第三條第四項の知事が定める登録簿の公表の方法は、登録簿を県政情報センター及び県政情報コーナーに掲載付加の閲覧に供する方法によるものとする。 5 その他登録簿の管理運用については知事が別に定める。	類型2 申請等による公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	本所蔵から文書法務課・登録簿のあった個人情報登録簿について、紙で県政情報センター及び県政情報コーナーに掲載付け、一般の閲覧に供している。	フェーズ3（デジタル亮相を基本とする）	個人情報登録簿等を文書法務課のHPCに開示した。	見直し済
32	往訪閲覧・閲覧規制	総務部	文書法務課	知事が保有する公文書の開示等に関する規則	第八条	第八条 条例第十六條第一項の規定による公文書(公文書を複製したものを除く。以下この条において同じ。)の開示は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 知事は、公文書の閲覧、複製又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、利用し、写しを複製したとき又はこれらを行おうとするおそれがあるときは、当該公文書の閲覧、複製又は複製を中止させ、又は禁止することができる。	類型1 申請等による公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	県政情報センターに閲覧用パソコンを設置し、CD、DVDの閲覧を可能にした。	見直し済
33	往訪閲覧・閲覧規制	総務部	文書法務課	知事が保有する公文書の開示等に関する規則	第九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六條第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの)の閲覧、複製又は複製の用紙に出力した物の提示によるものに限る。以下同じ。)により再生したものの閲覧、複製若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 用紙に出力できない電磁的記録(電磁的記録) 専用機器により再生したものの閲覧、複製若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1 申請等による公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	県政情報センターに閲覧用パソコンを設置し、CD、DVDの閲覧を可能にした。	見直し済
34	往訪閲覧・閲覧規制	生活環境部	自然保護課	福島県自然環境保全条例	第十三条	(自然環境保全地域に関する保全計画の決定) 第十三条 自然環境保全地域に関する保全計画(自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。)は、知事が決定する。 3 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。当該計画を廃止し、又は変更したときも、同様とする。	類型2 申請等による公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	自然環境保全地域に関する保全計画の閲覧について、紙で印刷したものを課内で閲覧に供している。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行った。	見直し済
35	往訪閲覧・閲覧規制	生活環境部	自然保護課	福島県野生動物の保護に関する条例	第二十五条	第二十五条 知事は、保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、畜産農家の意見を聴いて保護管理事業計画を定めるものとする。 3 知事は、第一項の保護管理事業計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その保護管理事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。	類型2 申請等による公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	保護管理事業計画の閲覧について、紙で印刷したものを課内で閲覧に供している。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行った。	見直し済



アナログ規制の点検・見直し工程表（令和6年度末時点）

No.	①規制区分	②部局等名	③課室等名	④条例等名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直し後のフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し予定時期
46	往訪閲覧・複製規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿閲覧規則	第一条	(登録簿の閲覧) 第一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百四十六号)に規定する開発登録簿(以下「登録簿」といふ。)、この規則の定めるところにより福島県開発登録簿閲覧規則(以下「閲覧規則」といふ。))において公開の閲覧に供するものとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	申請者が、各建設事務所に出向いて開発登録簿閲覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を閲覧している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	R8年度以降
47	往訪閲覧・複製規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿閲覧規則	第二条	(閲覧所の場所) 第二条 登録簿の閲覧場所は、開発許可に係る工事が行なわれる土地の所在地を所轄する福島県建設事務所(以下「建設事務所」といふ。))に置く。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	申請者が、各建設事務所に出向いて開発登録簿閲覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を閲覧している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	R8年度以降
48	往訪閲覧・複製規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿閲覧規則	第三条	(閲覧時間) 第三条 登録簿の閲覧時間は、次条の定期休日を除き、午前八時四十五分から午後五時までとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	申請者が、各建設事務所に出向いて開発登録簿閲覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を閲覧している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	R8年度以降
49	往訪閲覧・複製規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿閲覧規則	第六条	(閲覧手続) 第六条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えられた開発登録簿閲覧名簿(別記様式)に所定の事項を記入し、所轄の建設事務所の長に提出しなければならない。 (遵守事項) 第七条 登録簿を閲覧する者は、登録簿の閲覧に関し所轄の建設事務所の長の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 一 登録簿を閲覧所外に持ち出さないこと。 二 登録簿を複製又は写し取らないこと。 二 前項の規定に違反した者に対しては、その複製を停止し、又は禁止するものとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	申請者が、各建設事務所に出向いて開発登録簿閲覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を閲覧している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	R8年度以降
50	往訪閲覧・複製規制	土木部	建築指導課	福島県高齢者向け入居賃貸住宅登録簿閲覧規則	第一条	第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第九條の規定による高齢者向け入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」といふ。))の閲覧は、この規則の定めるところにより、福島県高齢者向け入居賃貸住宅登録簿閲覧所(以下「閲覧所」といふ。))において行うものとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	サービス付き高齢者向け住宅登録簿については、出先機関において紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	サービス付き高齢者向け住宅を登録しているシステムにアクセスすることによる閲覧可能とする。	R7年度
51	往訪閲覧・複製規制	土木部	建築指導課	福島県高齢者向け入居賃貸住宅登録簿閲覧規則	第六条	(閲覧の手続) 第六条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けられた閲覧簿に住所及び氏名を記入しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	サービス付き高齢者向け住宅登録簿を閲覧しようとする者は、出先機関において紙の閲覧簿に住所及び氏名を記入することとしている。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	サービス付き高齢者向け住宅を登録しているシステムにアクセスすることによる閲覧可能とする。	R7年度
52	往訪閲覧・複製規制	土木部	建築指導課	福島県建築計画概要書等閲覧規則	第一条	(建築計画概要書等の閲覧) 第一条 建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第九十三条の二(別記法八十八条第二項において準用する場合を含む。))の規定による建築計画概要書、建築計画概要書、定期検査報告書、定期検査報告書概要、建築基準法による区分等分の概要書及び全体計画概要書(以下「概要書」といふ。))の閲覧は、この規則の定めるところにより、福島県建築計画概要書等閲覧所(以下「閲覧所」といふ。))において行うものとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	建築計画概要書については、出先機関において紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	建築確認申請の情報を管理する島の台帳システムが改修予定であり、改修後にシステムにアクセスすることで閲覧が可能となる見込み。	R8年度以降
53	往訪閲覧・複製規制	土木部	建築指導課	福島県建築計画概要書等閲覧規則	第七条	(閲覧の手続) 第七条 概要書を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けられた閲覧簿に住所及び氏名を記入しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	建築計画概要書を閲覧しようとする者は、出先機関において紙の閲覧簿に住所及び氏名を記入することとしている。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	閲覧簿をメール等の受け付けを可能とする。	R8年度以降
54	往訪閲覧・複製規制	土木部	建築指導課	福島県宅地建物取引業者名簿閲覧規則	第一条	(名簿等の閲覧) 第一条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第八條第一項の規定による宅地建物取引業者名簿並びに同法第三条第一項の規定による宅地建物取引業の免許の申請及び同法第九条の規定による変更の届出にかかわる書類(以下「名簿等」といふ。))は、福島県宅地建物取引業者名簿閲覧所(以下「閲覧所」といふ。))において、この規則の定めるところにより、一般に公開に供するものとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	宅地建物取引業者名簿については、本庁において紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	宅地建物取引業者等の情報を管理する島のシステムが閲覧に対応できるよう改修できれば、システムにアクセスすることで閲覧可能となる。	R8年度以降
55	往訪閲覧・複製規制	土木部	建築指導課	福島県宅地建物取引業者名簿閲覧規則	第七条	(閲覧手続) 第七条 名簿等を閲覧しようとする者は、別記様式による宅地建物取引業者名簿等閲覧申込書に所定の事項を記入し、これを係員に提出しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	宅地建物取引業者名簿等を閲覧しようとする者は、本庁において紙の閲覧申込書に所定の事項を記入することとしている。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	閲覧簿をメール等の受け付けを可能とする。	R8年度以降
56	往訪閲覧・複製規制	土木部	建築指導課	福島県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則	第六条	(閲覧手続) 第六条 名簿等を閲覧しようとする者は、「不動産特定共同事業者名簿等/小規模不動産特定共同事業者登録簿等/閲覧申込書(別記様式)」に所定の事項を記入し、これを係員に提出しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	不動産特定共同事業者名簿等を閲覧しようとする者は、本庁において紙の閲覧申込書に所定の事項を記入することとしている。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	閲覧簿をメール等の受け付けを可能とする。	R8年度以降
57	往訪閲覧・複製規制	収用委員会	-	福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第八条	(公文書の開示) 第八条 条例第十六條第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。))の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 委員会は、公文書の閲覧、複製又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の閲覧、複製又は複製を中止せしめ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の閲覧・複製	フェーズ1(紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示となり、電子的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電子的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	光学ディスク等による交付のほか、県政情報センターに閲覧用パソコンを設置し、CD、DVDの閲覧を可能にした。	見直し済
58	往訪閲覧・複製規制	収用委員会	-	福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九条	(電子的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六條第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電子的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 (一) 用紙に出力することができる電子的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの)の閲覧、複製又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。))により再生したものの閲覧、複製若しくはその写しの交付 二 用紙に出力できない電子的記録 専用機器により再生したものの閲覧、複製若しくはその複製又はそれを複製した物の交付	類型1申請等による公的情報の閲覧・複製	フェーズ1(紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示となり、電子的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電子的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	光学ディスク等による交付のほか、県政情報センターに閲覧用パソコンを設置し、CD、DVDの閲覧を可能にした。	見直し済
59	往訪閲覧・複製規制	企業局	企業総務課	福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規則	第八条	第八条 条例第十六條第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。))の開示は、知事(知事が指定する日時及び場所において行うものとする。)) 2 知事は、公文書の閲覧、複製又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の閲覧、複製又は複製を中止せしめ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の閲覧・複製	フェーズ1(紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示となり、電子的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電子的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	・知事部局(知事が保有する公文書の開示等に関する規則)と同様に対応済み。 ・電子データの公文書を閲覧できるよう窓口ICVDドライブを設置(令和7年3月)。	見直し済
60	往訪閲覧・複製規制	企業局	企業総務課	福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規則	第九条	(電子的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六條第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電子的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 (一) 用紙に出力することができる電子的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの)の閲覧、複製又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。))により再生したものの閲覧、複製若しくはその写しの交付 (二) 用紙に出力できない電子的記録 専用機器により再生したものの閲覧、複製若しくはその複製又はそれを複製した物の交付	類型1申請等による公的情報の閲覧・複製	フェーズ1(紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示となり、電子的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電子的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	・知事部局(知事が保有する公文書の開示等に関する規則)と同様に対応済み。 ・電子データの公文書を閲覧できるよう窓口ICVDドライブを設置(令和7年3月)。	見直し済
61	往訪閲覧・複製規制	病院局	病院総務課	福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規則	第八条	(公文書の開示) 第八条 条例第十六條第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。))の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 管理者は、公文書の閲覧、複製又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の閲覧、複製又は複製を中止せしめ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の閲覧・複製	フェーズ1(紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示となり、電子的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電子的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書の電子化の移転に合わせ、窓口において電子データの公文書を閲覧・開覧ができればよいようにした。	見直し済



### アナログ規制の点検・見直し工程表（令和6年度末時点）

No.	①規制区分	②部局等名	③課室等名	④条例等名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直し後のフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し予定時期
74	往訪閲覧・縦覧規制	教育委員会	教育総務課	福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の複製若しくはその写しの交付又は専用機器(提示決定を受けたものの複製、複製又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの複製、複製若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの複製、複製若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	縦覧センターに簡易用パソコンを設置し、CD、DVDの閲覧を可能にした。	見直し済
75	往訪閲覧・縦覧規制	監査委員事務局	監査総務課	福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規則	第八條	(公文書の開示) 第八條 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。)の開示は、委員が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 委員は、公文書の複製、複製又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破壊したとき又はこれらを行うおそれがあるときは、当該公文書の複製、複製又は複製を中止せしめ、又は禁止することができる。	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	令和6年7月1日に公文書閲覧に供するため、DVDドライブを設置しDVD-Rの閲覧が可能となった。	見直し済
76	往訪閲覧・縦覧規制	監査委員事務局	監査総務課	福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規則	第九條	第九條 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の複製若しくはその写しの交付又は専用機器(提示決定を受けたものの複製、複製又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの複製、複製若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの複製、複製若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	令和6年7月1日に公文書閲覧に供するため、DVDドライブを設置しDVD-Rの閲覧が可能となった。	見直し済
77	往訪閲覧・縦覧規制	人事委員会事務局	総務審査課	福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第八條	(公文書の開示) 第八條 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。)の開示は、人事委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 人事委員会は、公文書の複製、複製又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破壊したとき又はこれらを行うおそれがあるときは、当該公文書の複製、複製又は複製を中止せしめ、又は禁止することができる。	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書閲覧に供するため、DVDドライブを設置しDVD-Rの閲覧が可能となった。	見直し済
78	往訪閲覧・縦覧規制	人事委員会事務局	総務審査課	福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九條	(電磁的記録の開示の方法) 第九條 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の複製若しくはその写しの交付又は専用機器(提示決定を受けたものの複製、複製又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの複製、複製若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの複製、複製若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書閲覧に供するため、DVDドライブを設置しDVD-Rの閲覧が可能となった。	見直し済
79	往訪閲覧・縦覧規制	労働委員会事務局	審査調整課	福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第八條	(公文書の開示) 第八條 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。)の開示は、労働委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 労働委員会は、公文書の複製、複製又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破壊したとき又はこれらを行うおそれがあるときは、当該公文書の複製、複製又は複製を中止せしめ、又は禁止することができる。	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	DVDでの閲覧が可能となった。	見直し済
80	往訪閲覧・縦覧規制	労働委員会事務局	審査調整課	福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九條	(電磁的記録の開示の方法) 第九條 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の複製若しくはその写しの交付又は専用機器(提示決定を受けたものの複製、複製又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの複製、複製若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの複製、複製若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1 申請等による公的情報の閲覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	DVDでの閲覧が可能となった。	見直し済

〔参考〕類型化とフェーズ区分の考え方（「アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針」（令和5年6月5日策定）より抜粋）

(1) 目視規制

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張
PHASE	内容
PHASE 1	目視・実地監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

(2) 実地監査規制

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張
PHASE	内容
PHASE 1	目視・実地監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

(3) 定期検査・点検規制

類型	内容
類型1	第三者検査
類型2	自主検査
類型3	調査・測定
PHASE	内容
PHASE 1	定期検査・点検規制
PHASE 2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
PHASE 3	定期の検査・調査・測定の撤廃

(4) 常駐・専任規制

類型	内容
類型1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型2	主としてモノのチェック等のための専任
類型3	主として人への対応のための常駐
類型4	主として人への対応のための専任
PHASE	内容
PHASE 1	常駐・専任規制あり
PHASE 2	デジタル技術等の活用による規制緩和
PHASE 3	常駐・専任規制なし

(5) 対面講習規制

類型	内容
類型1	講習
PHASE	内容
PHASE 1	対面規制あり又は解釈不明確
PHASE 2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
PHASE 3	デジタル完結

(6) 書面揭示規制

類型	内容
類型1	公的証明書等の揭示
類型2	公的証明書等以外の情報の揭示
PHASE	内容
PHASE 1	デジタル化を一切許容しない
PHASE 2	一部許容している
PHASE 3	デジタルによる揭示を基本とする

(7) 往訪閲覧・縦覧規制

類型	内容
類型1	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
類型2	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧
PHASE	内容
PHASE 1	紙・人の介在
PHASE 2	デジタル原則に適合する手段を可とする
PHASE 3	デジタル完結を基本とする